

農地の参考賃借料の設定について

~持続可能な農業経営のため、農地の賃借料を見直しましょう~

農地の賃借料の水準は、下がらない状況が続いており、農地を借りて 農業経営を行っている農家にとって、農地の賃借料の負担が重くなって います。

また、賃借料が高いため、農地を借りたくても農業収支が合わず、借りることが困難となっている地区もあります。

このような状況を改善すべく、令和7年3月までを適用期間とする農地の賃借料の参考・目安とするため、下記のとおり参考賃借料を試算しましたので、賃借料設定の参考としてください。

なお、この賃借料は参考として提供するもので、耕地の条件は個々異なることから、賃借料を決定する際は、貸し手・借り手で十分に協議して決定してください。

【参考賃借料】

地区名	参考賃借料 (10a当たり)	備
新 井 和 田	10,500円	◎算出方法は、次の式によります。参考賃借料=粗収入-生産費-経営者報酬
斐水鳥矢 水平上太上坂代 原丸郷	10, 000円	・参考賃借料は、水田基盤整備の実施された地区の標準的な区画における収量等を参考に算出しました。 ・粗収入は、新潟県農業共済組合から提供を受けた各地区の平均反収や、過去5年間のJAえちご上越から農家へ支払われた「コシヒカリ」等の価格の平均額により算出しました。 ・生産費、経営者報酬は、市内農業生産法人へのアンケート等を参考に算出しました。
名香山	9,500円	・原通地区には、大字大原新田、大字小原新田を含みます。
杉野沢	8,000円	※参考賃借料は、農業委員会の議決を経て決定したも
原 関 山 大 鹿	10,000円	ので、3年毎に見直しを行う予定ですが、この間で 米価の大幅な変動などの農政に関する情勢が急激に 変化した場合には見直しを行います。
豊葦	9,000円	

≪ お問い合わせ先 ≫ 妙高市農業委員会 電話 74-0030(直通) 有線 2-3326



市の情報は「妙高市公式LINE」から。只今、友だち募集中

登録は、こちらから。LINEのアプリを起動して、友だち追加で 読み取ってください。(問合せ:総務課広報広聴係 台74-0004)